

所を有していたものであるとき又は
死産児,

胞衣, 産汚物等若しくは
動物の火葬等のために斎場を使用する
者が本市以外に住所を有するものであ
るときに適用する。

2 動物とは、犬、猫等の愛がん動物を
いう。

所を有していた者であったとき若しく
は死産児の火葬のために斎場を使用す
る者が本市等以外に住所を有する者で
あるとき又は胞衣, 産汚物等若しくは
動物の火葬等のために斎場を使用する
者が本市以外に住所を有する者であ
るときに適用する。

2 動物とは、犬、猫等の愛がん動物を
いう。